

（ディスコ等の避難管理）

第58条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

※ 改正経過：追加〔平成4年条例第9号〕

【趣旨】

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の店舗等における避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等においては、非常時において客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものである。

【解説】

- 1 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。
- 2 本条は、ディスコ等において自動火災報知設備が発報したときや、火災を覚知したときなどの非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに避難上有効な明るさを保ち、適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようにするための措置をとるべきことを規定している。なお、ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう特に留意すべきことについて、合わせて指導する必要がある。
- 3 本条と第58条は選択的な適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等であっても、第58条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するもの」にも該当する場合には、同条の規定が合わせて適用される。